

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）」に対して寄せられた御意見について

令和4年6月3日
厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

標記については、令和4年4月14日から令和4年5月13日までインターネットのホームページ等を通じて御意見を募集したところ10件の御意見をいただきました。御意見をありがとうございました。

お寄せいただきました御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、別紙のとおりです。（取りまとめの都合上、頂いた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約させていただきます。）

また、本件に直接関係しない御意見等につきましては、お答えすることを差し控えさせていただきますが、御意見として承らせていただきます。

(別添)

○ 御意見の概要とそれに対する考え方について

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none">・ SDS 情報が記載されたホームページアドレスを伝達とあるが、アドレスはどの範囲を指すのか。メーカートップページ、メーカーの SDS 検索や一覧のあるページ、SDS の PDF 等ファイルに直接飛べるアドレスどれのことを指しているのか。・ メーカー側はホームページのリンクを顧客に伝えただけで、先方が SDS を入手したかどうかにかかわらず、SDS の提供義務を果たしたと考えてよいのか。・ ホームページへのアクセスは使用者が自ら能動的に行わなければ SDS を入手することはできないため、事故があった時に SDS が入手できないことにより発生したけが等は、毒物劇物営業者には責任はないと考えてよいのか。	譲渡提供を行う事業者は、SDS をインターネットにより提供しようとする場合は、相手方に SDS が掲載されたページのアドレスや二次元コード等を伝達するとともに、その閲覧を求めることにより、毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号。以下「令」という。）第 40 条の 9 における「(略) 譲受人に対し、当該毒物又は劇物の正常及び取扱に関する情報を提供しなければならない。」を実施したこととなります。この場合、例えば当該物質の SDS を直接閲覧できる URL 又は二次元コードを伝達する等、相手方が容易に確認可能な方法で伝達すること及び伝達した URL 又は二次元コードの閲覧を相手方に求める旨の伝達が必要となります。
2	<ul style="list-style-type: none">・ 今回の改正では SDS は文書（紙）以外の提供は譲受人の事前の承諾が必要なくなるということだが、毒劇物営業者の都合で紙かそれ以外の SDS かを独自に指定することができるとの解釈で良いか。例えば「弊社は今後一切、紙の SDS は提供しないので、弊社インターネット内の SDS を利用してください。」と言い切っても良いのか。・ 顧客側に、こちらが希望する提供手段以外の提供を拒否する権利（その手段で、顧客側が受領不可能な理由がない場合）はあるか。	今回の改正案は、SDS の提供方法について、従来の方法に加え電子的手法での情報伝達を認めるものです。なお、譲渡提供を行う事業者は、譲受人が容易に閲覧できる方法で SDS を提供しその閲覧を求めることにより、令第 40 条の 9 における情報の提供を実施したこととなるので、基本的には事業者が提供手段を決定できますが、実際の SDS 交付に関しては譲受人と調整いただくことが望ましいです。
3	労働安全衛生法、化管法においても SDS 提供の規定があるので、あわせて電子化対応可能なよう改正してほしい。	労働安全衛生法、化管法においても同様に改正されております。
4	同じ化学物質であっても、製品の性質や用途等によって SDS の記載内容が異なる場合がある。そのため、同じ化学物質であっても、他製品の SDS や他事業者の作成する SDS を提供することは不可とするべき。	今般の省令改正において、SDS の提供方法が追加されておりますが、令第 40 条の 9 における情報の提供は、販売又は授与する当該毒物及び劇物について行うことは、従前から変更ございません。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	内容情報が更新されたことを通知する義務を課すべきではないか。	令第40条の9第2項の規定により、SDSの内容を更新した時には、その内容を速やかに当該譲受人に対して情報を提供する努力義務があります。
6	二次元コードはアクセス先の人間の目視による可読性が低く、アクセス先が目視で判別できないため、サイバーセキュリティ上のリスクが発生するのではないか。	アクセス先のサイトのセキュリティや、二次元コードの確認については情報提供を行う事業者が必要な対策をとる必要があります。